

◆パソコンやスマホから確定申告書を作成しましょう！
国税庁ホームページから申告書を作成すると、申告会場に行く手間がかかりません。24時間いつでも利用できます。

■表1 市・県民税、所得税申告相談日程
【相談時間】…午前9時～午後3時(午前8時30分開場)

期日	申告相談会場
2月13日(休)	生田地区コミュニティセンター
2月14日(金)	矢作地区コミュニティセンター
2月17日(月)	横田地区コミュニティセンター
2月18日(火)	下矢作地区コミュニティセンター
2月19日(水)	長部地区コミュニティセンター
2月20日(木) 21日(金)	米崎地区コミュニティセンター
2月25日(火)	小友地区コミュニティセンター
2月26日(水) 27日(木) 28日(金)	広田地区コミュニティセンター
3月2日(月)	竹駒地区コミュニティセンター
3月3日(火) ～ 16日(月)	コミュニティホール(土・日除く) (高田地区コミュニティセンター)

■表2 申告に必要なもの

必ず持ってくるもの	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを確認できる書類またはその写し 身元確認書類の写し(右記参照) 申告者の印鑑(シャチハタ印は不可) 預金通帳など口座番号がわかるもの
昨年中の収入を確認できる書類	<p>【給与・年金収入のある人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 <p>【事業所得などのある人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支内訳書、集計用紙、帳簿、領収書など <p>【公共事業などで土地を売却した人】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取証明書など
控除の内訳が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料の領収書など 国民年金保険料の控除証明書 生命保険料、地震保険料などの控除証明書 医療費の集計表と領収書(平成29年分の確定申告から領収書の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要になりました。ただし、領収書については5年間保管が必要です。) ※合計が総所得金額の5%または10万円を超えた場合 障害者手帳など 税額控除に関する書類(寄附金の領収書など)

1月下旬に申告書送付
市・県民税の申告書は、1月1日現在、本市に住民登録がある人で、申告が必要と思われる人へ1月下旬に送付します(昨年、確定申告をした人には送付しません)。なお、申告書がなくても申告相談は受けられます。

経費などは事前に集計を
事業所得や不動産所得を申告する人は、帳簿などを基に収支内訳書を事前に作成してきてください。

申告に必要なもの
申告に必要なものは左の表のとおりです。社会保障・税番号制の導入に伴い、申告書にマイナンバーの提示または記載と本人確認書類の写しの添付が必要となります。マイナンバーカードを持っている人は、カードまたはその両面の写しを準備してください。マイナンバーカードを持っていない人は、①番号確認書類(通知カードまたはマイナンバーが記載された住民

票)と、②身元確認書類の写し(運転免許証、保険証、障害者手帳などのうちいずれか一つ)を準備してください。

※扶養親族の控除や専従者控除を申告する場合も該当する人のマイナンバーの記載が必要です。

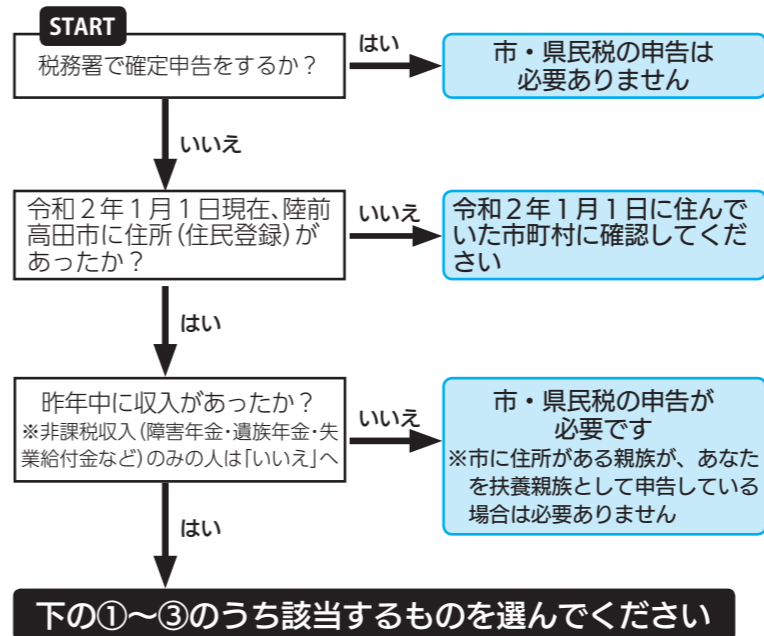
【郵送でも受け付けます】
申告書を自分で全て作成してから提出する人は、根拠となる書類(証明書・領収書など)を全て添付して提出してください。申告書の提出は、郵送でも受け付けます。

青色申告相談会を開催します

申告相談会場では、青色申告相談会(陸前高田商工会主催)も開催します。青色申告を検討している人や、青色申告をする人の書類の作成に関する個別相談を行います。

◆開催日…2月21日(金)・28日(金)、3月5日(木)の午後
◆問い合わせ先…陸前高田商工会 ☎0192(55)3300

【申告が必要か確認してみましょう】

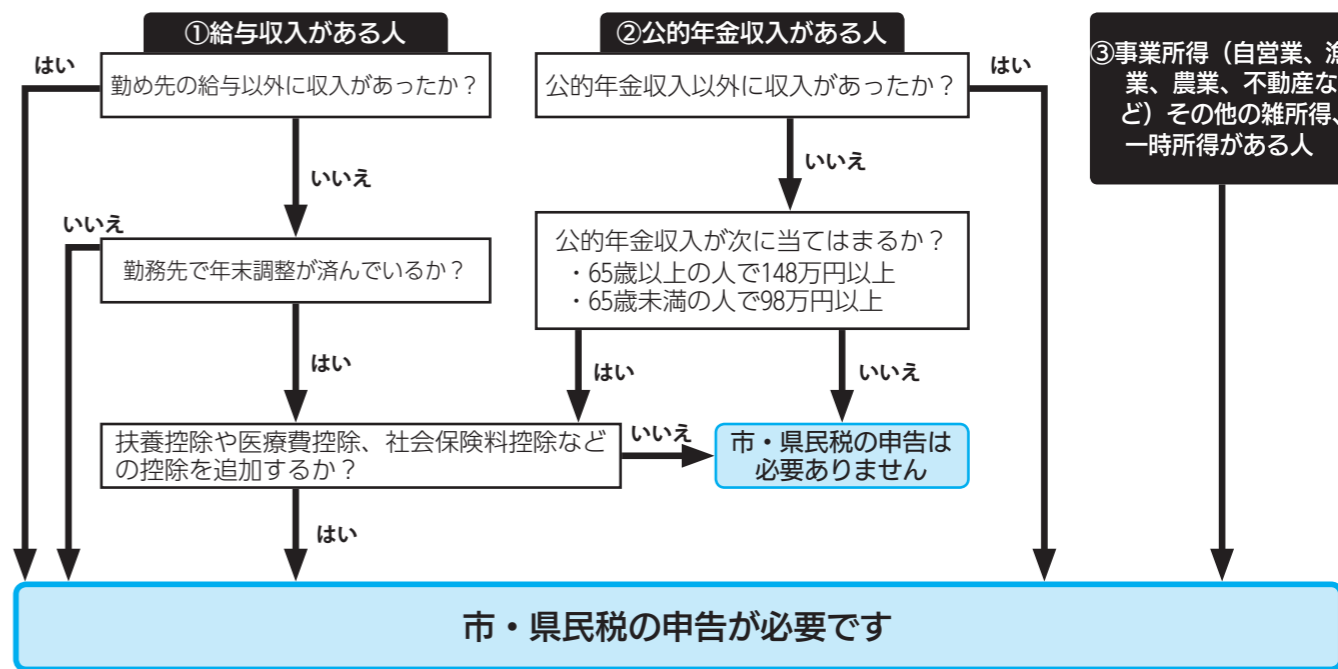


市・県民税/所得税
申告相談
—準備はお早めに—

市は、市・県民税と所得税の申告相談を左のページの表1のとおり2月13日(休)から行います。申告が必要か確認の上、期限(3月16日(月))までに正しく申告できるように準備しましょう。

◆問い合わせ先…市役所税務課市民税係(内線101・102)

下の①～③のうち該当するものを選んでください



確定申告が必要な人は
①給与収入が2千万円を超えた人
②年末調整した給与以外の所得が20万円を超えた人
③2力以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人
④年末調整をしていない人
⑤公的年金などの収入が400万円以下で、そのほかの所得が20万円を超えた人
⑥社会保険料控除、医療費控除や住宅ローン控除などを受け、所得税の還付を申告する人

収入がなくても申告を
昨年中に収入がない場合でも、市・県民税の申告は必要です。申告をしないと、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定に影響する場合があります。各種手続きに使用する所得証明書などの発行もできません。

市・県民税申告書内の「15収入がなかった人などの記載欄」に必要な事項を記入し、必ず期限までに提出してください。